○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（同一三四）　一四九
○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一三五）　一五五
○雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一三六）　一五九
○公共職業安定所の出張所の管轄区域の一部を改正する件（同一三七）　一六三
○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を改正する件（同一三八）　一六三
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和四年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和二年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（同一三九）　一六四
○令和四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（同一四〇）　一六五
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（同一四一）　一六五
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（厚生労働・経済産業・環境一）　一六六
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（同二）　一七八
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件の一部を改正する件（農林水産六五四）　一七九
○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同六五五）　一八九
○農産物規格規程の一部を改正する件（同六五六）　一八三
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（同六五七）　一八九
○農業委員会等に関する法律施行令第七条第二項の規定に基づき、同条第一項各号のいずれにも該当する市町村を公告する件（同六五八）　一九三
○みその日本農林規格を制定する件（同六五九）　一九四
○魚類の鮮度（K値）試験方法―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格を制定する件（同六六〇）　一九四
○りんごジュース中のプロシアニジン類の定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格を制定する件（同六六一）　一九四
○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（同六六二）　一九九
○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同六六三）　一九九
○みそについての生産行程管理者の認証の技術的基準を制定する件（同六六四）　一九九
○みその生産行程についての検査方法を制定する件（同六六五）　一九九
○みそについての小分け業者の認証の技術的基準を制定する件（同六六六）　一九九
○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件（同六六七）　一九九
○農業協同組合法施行規程の一部を改正する告示（同六六八）　一九五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（経済産業・環境五）　一九六
○高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の一部を改正する告示（国土交通四〇六）　一九六
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（同四〇七）　一九九
○河川法の規定により指定区間を変更する件（同四〇八）　一九九
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する件（同四〇九）　二〇〇
○平成二十九年国土交通省告示第八百七十九号（船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及び第五項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件）の一部を改正する件（同四一〇）　二〇一
○平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件（同四一一）　二〇一
○遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を定める件（同四一二）　二〇二
○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件（同四一三）　二〇三
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（同四一四）　二〇三
○船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件等の一部を改正する告示（同四一五）　二〇四